

平成 28 年 3 月 9 日

(政令市及び横須賀・三浦地域を除く)
障害福祉関係機関・事業所 各位

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長

発達障害者地域支援マネージャー配置による発達障害支援体制の整備について

本県の保健福祉行政の推進に日頃より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では発達障害支援体制の整備を図るため、平成 17 年度に県立中井やまゆり園内に設置した神奈川県発達障害支援センター（愛称：かながわA）を設置・運営し、総合的な支援を行ってきたところです。

しかしながら、近年、発達障害当事者等からの直接相談の増加により、市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応といった本来の発達障害者支援センターの役割が十分に果たせない状況にあります。

全国的に生じているこうした課題に対応するため、厚生労働省では平成 26 年度から都道府県地域生活支援事業のメニューに「発達障害者地域支援マネージャー」を加え、地域の発達障害支援体制を整備する取り組みを進めており、すでに実施している他県でその効果が認められています。

そこで、本県においても平成 28 年度より、新たに「発達障害者地域支援マネージャー」を配置し、市町村・事業所等への支援体制を図ることとしました（別紙参照）。

関係各位におかれましては、「発達障害者地域支援マネージャー」の活用による地域の発達障害支援体制整備に向け、ご理解、ご協力いただきますとともに関係各位へ周知をお願いいたします。

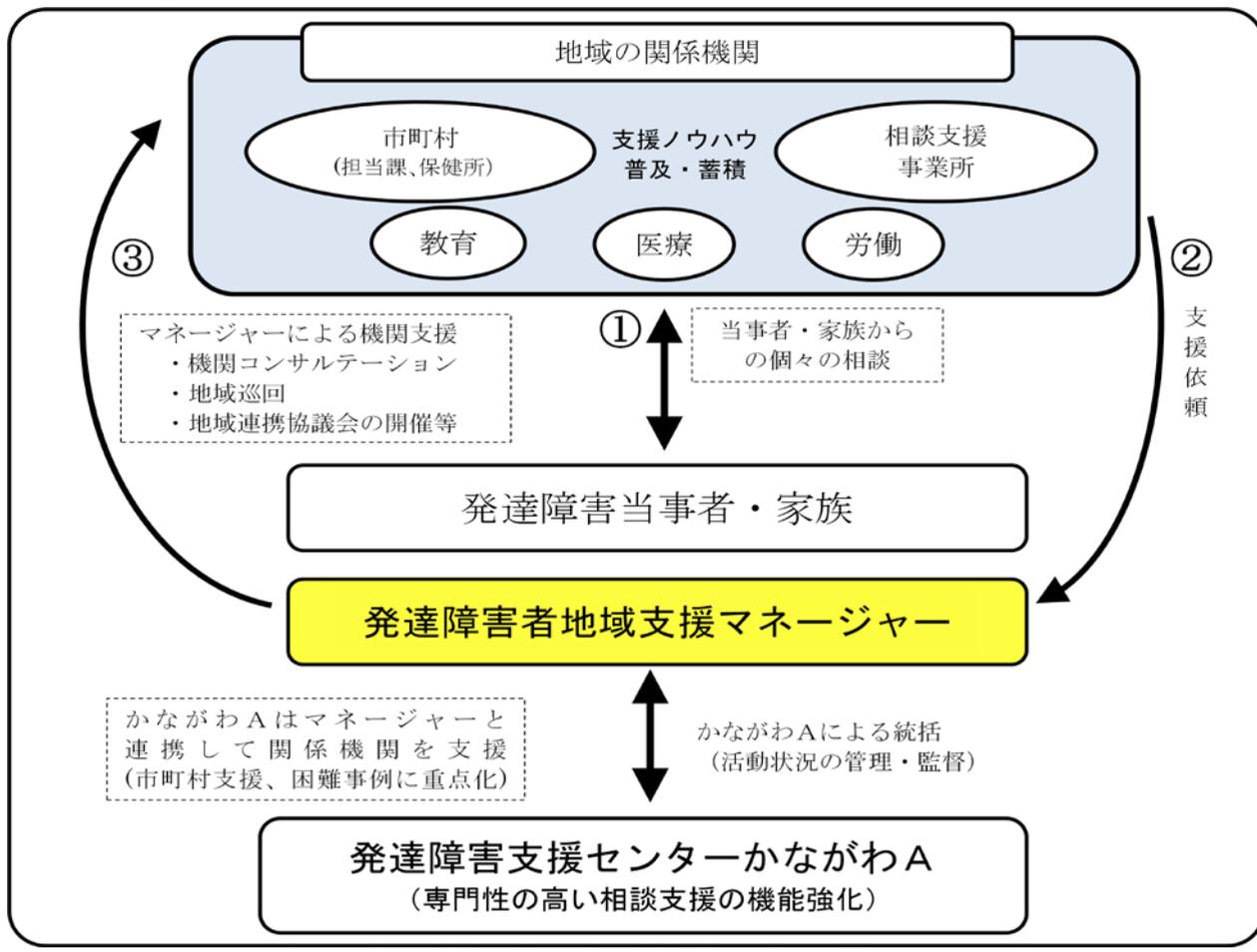
なお、本通知は別添送付先にお送りしておりますことを申し添えます。

問い合わせ先
地域生活支援グループ 栗田
電話 (045)210-1111 内線 4714
ファクシミリ(045)201-2051

発達障害者地域支援マネージャーについて

- 発達障害者地域支援マネージャーはかながわAと連携し、市町村や地域の相談支援等の障害福祉サービス事業所、教育、労働、医療機関等の関係機関に対し、主に次の支援を行います。
 - ・発達障害支援等についての専門的助言（個別ケース会議への参加等）
 - ・関係機関を巡回しての実態把握、支援情報の提供
 - ・市町村障害者自立支援協議会等への参加

※マネージャーは当事者・家族からの直接の相談は受け付けません。
 - マネージャーを各保健福祉圏域に配置します。
 （横須賀・三浦圏域、湘南東部圏域、県央圏域は委託により各 1 名配置。湘南西部圏域と県西圏域はかながわAのマネージャー 1 名を配置（政令市は除く）
- ・マネージャー配置に伴い、平成 27 年度をもって横須賀・三浦地域の発達障害相談・支援センター(愛称:KANAC)は廃止。
 - ・平成 28 年度発達障害者地域支援マネージャー委託契約予定事業者
 - 横須賀・三浦圏域：社会福祉法人 湘南の凧
 - 湘南東部圏域：特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク
 - 県央圏域：一般社団法人 クロスオーバー大和
- マネージャー配置に併せ、かながわAは市町村等のバックアップ、困難事例の対応等へ重点化し、発達障害者支援センターとしての専門性の高い相談支援の機能を強化します。



発達障害者地域支援マネージャー配置のお知らせ 送付先
政令市を除く県所管域に所在する以下の機関・事業所に送付

	機関種別
1	市町村 障害福祉主管課
2	障害者支援施設・障害福祉サービス事業所
3	特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、障害児相談支援事業所
4	障害児入所施設、障害児通所支援事業所
5	市町村社会福祉協議会
6	特別支援学校（県立・市立）
7	公共職業安定所
8	障害者就業・生活支援センター
9	地域若者サポートステーション
10	児童相談所
11	(県)圏域地域生活ナビゲーションセンター
12	(県)保健福祉事務所
13	(県)総合療育相談センター
14	(県)総合教育センター
15	(県)障害者就労相談センター
16	(県)障害者しごとサポーター
17	(県)精神保健福祉センター
18	(県)県庁関係課※
19	(県)発達障害サポートネットワーク推進協議会委員
20	(県)自立支援協議会委員

※子ども家庭課、次世代育成課、インクルーシブ教育推進課、特別支援教育課、
雇用対策課、健康増進課、保健予防課